

## 第1節 協議会の開催経緯

日付	項目	内容
平成15年1月1日	「自然再生推進法」の施行	
平成15年2月7日	「(仮称)荒川旧流路自然再生協議会」第1回設立準備会の開催	協議会委員の公募方法について確認
平成15年2月21日～3月25日	協議会委員の公募、自然再生事業箇所「地区名」の公募	
平成15年3月27日	「(仮称)荒川旧流路自然再生協議会」第2回設立準備会の開催	50の個人、団体から申し込みがあり、全員に委員になっていただくことを確認。自然再生事業箇所「地区名」を「太郎右衛門自然再生地」に決定。
平成15年4月1日	「自然再生基本方針」の閣議決定	
平成15年7月5日	「(仮称)荒川旧流路自然再生協議会」第1回協議会の開催	現状把握と自然再生への思い。
平成15年9月6日	「太郎右衛門地区自然再生協議会」第2回協議会の開催	課題の共通認識と自然再生の方向性についての合意
平成15年10月19日	「太郎右衛門地区自然再生協議会」第3回協議会の開催	自然再生の目標設定
平成15年11月22日	「太郎右衛門地区自然再生協議会」第4回協議会の開催	自然再生の目標、自然再生事業の概要
平成16年2月7日	「太郎右衛門地区自然再生協議会」第5回協議会の開催	自然再生全体構想(案)の提示

## 第2節 自然再生推進法(抄)

平成14年法律第148号(12月11日公布)

## (目的)

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関

し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(以下「自然環境学習」という。)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

## (自然再生協議会)

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 自然再生全体構想を作成すること。

二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。

三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号の自然再生全体構想(以下「自然再生全体構想」という。)は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

一 自然再生の対象となる区域

二 自然再生の目標

三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

四 その他自然再生の推進に必要な事項

4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

### 第3節 自然再生基本方針（抄）

#### 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)及び自然再生事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成する必要があります。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めるとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基

づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めるとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

##### (1)科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

##### (2)全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めるとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

### 第4節 用語解説

#### 【あ】

荒川の西遷（あらかわのせいせん）

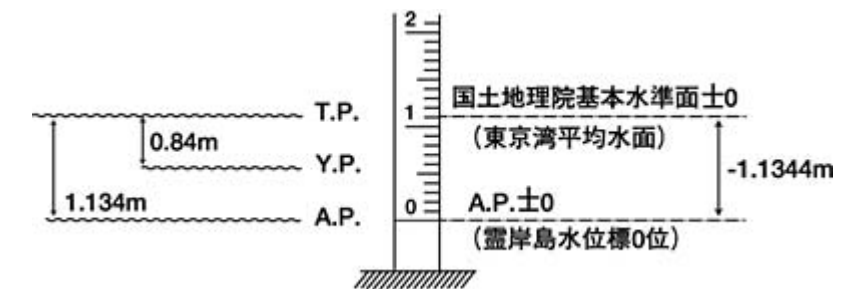
新田開発、舟運路の確保、洪水防御などを目的に、徳川家康の命により、伊奈忠治によって大規模な河川改修が行われることになった。その一環として瀬替が行われ、1629年に現在の荒川の原形が完成した。

荒川放水路（あらかわほうすいりう）

1910年（明治43年）の大洪水を契機に、東京の下町を水害から守る抜本策として着手された。この工事は、北区の岩淵に水門を造って本流を仕切り、岩淵の下流から中川の河口方面に向けて、延長22km、幅500mもの放水路を掘るという大規模なもの。洪水時には、岩淵水門を閉めて本流（隅田川）の増水を抑え、洪水の大部分を幅広い放水路で一気に海に流下させる。全体の竣工には20年の歳月を要し、1930年（昭和5年）に完成した。

A.P.

A.P.はArakawa Peilの略で、隅田川河口の霊岸島量水標の零位を指し、荒川水系の水準基準になっている。なお、日本の基本水準面（標高）は、「T.P. ± 0 m」としており、A.P. ± 0 m = T.P. - 1.134mとなっている。



#### 【か】

河床（かしょう）

河川の流れの通路となる細長い凹地で、水の流れている川底の部分进行をいう。河床の高さは、洪水の時などに变化するので、定期的に計測が行われる。

河道（かどう）

川の流れる道筋のこと。

川の攪乱作用（かわのかくらんさよう）

洪水などの破壊的作用により、植生の遷移の進行が妨げられることにより川本来の植生が維持される。

川の流量（かわのりゅうりょう）

ある地点の横断面を単位時間に通過する水の体積のことで、通常立方メートル/秒で表す。流

速を観測し、横断面積を乗じて求める。

**冠水（かんすい）**

出水や氾濫により普段は水のない土地が水につかることをいう。

**後背湿地（こうはいしっち）...図1**

自然堤防の背後にある湿地のこと。自然堤防の背後は、氾濫した水がたまりやすく、湿地や湖沼となることが多い。

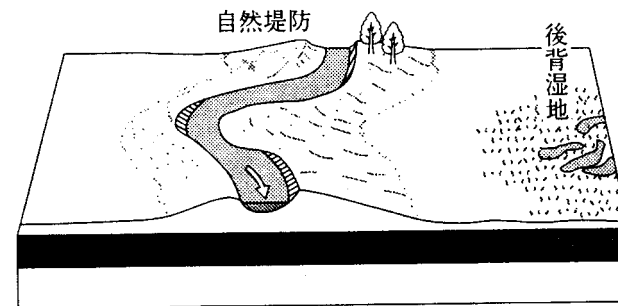
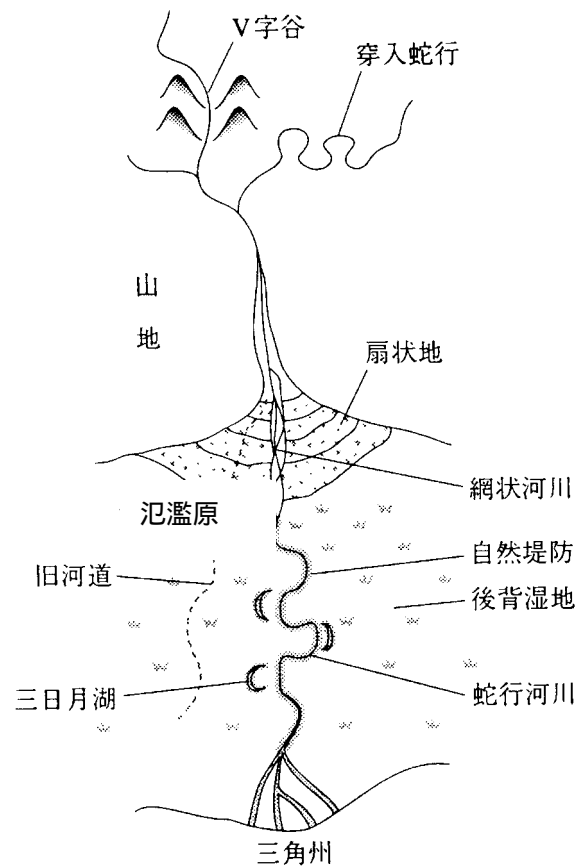


図1. 山から海に至る河川の形の変化

出典：川のなんでも小辞典（土木学会関西支部編）

**【さ】****サイフォン**

用水路等が河川と交差する場合に、河川を横過して河床下に埋設される水路構造物のこと。

**左岸・右岸（さがん・うがん）**

川の流れの方向（下流）に向かって右側を右岸、左側を左岸という。

**自然堤防（しぜんていぼう）...図1**

川に沿って見られる小さい地形の高まりのこと。洪水が氾濫した時、川水の中を浮遊しながら流れる細かい土砂が川岸近くに堆積することで作られる。

**捷水路（しょうすいろ）**

蛇行した河道の区間を短縮するための人工水路のこと。ショートカットともいう。

**植生（しょくせい）**

ある地域に生育している植物の集団をまとめて表現するときに用いる。植生の具体的な広がりを地図化したものを植生図という。

**シルト**

粒径が0.02～0.002mmの土を表す。0.002mm未満の粒径のものは粘土という。

**水位（すいゐ）**

ある地点の水面の高さのことで、基準面からの高さを表す。基準面は川ごとに決められているが、荒川の場合、東京都中央区新川にある霊岸島水位観測所の約7年間の平均潮位を基準面としている。

**水深（すいしん）**

水位と河床の高さの差のこと。

**瀬替（せがえ）**

工事などに伴い、流路を替えること。

**堰（せき）**

取水、分流、潮止め等を目的として、水を堰きとめるために水路の中または流出口に設けた構造物のこと。水はこの上を越して流れる。水路の流量の測定にも使われる。

**絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）**

レッドデータブックの選定種の中で、人為活動に伴う自然破壊や環境汚染、乱獲等により減少が著しく、人が保護の手を加えなければ遠からず絶滅する恐れのある生物種の内、特に絶滅の危惧に瀕している種。

絶滅の危惧の度合いで 類 > A類 > B類 > 類 > 準危惧の順となる。

**遷移（せんい）**

時間とともに、生育している植物群落が変化していく過程のこと。植生遷移ともいう。

**潜在自然植生（せんざいしぜんしょくせい）**

人間が耕作等を含めて一切の手を加えず、その土地の気候風土に応じて育つと想定されている植生のこと。

**扇状地（せんじょうち）...図1**

河川が山地から平地へ流れ出す場合に流速を減じるので、ここまでで運搬してきた土砂などが谷の出口に堆積し、等高線がほぼ同心円状に形成されている地形のこと。

## 【た】

地域個体群（ちいきこたいぐん）

レッドデータブックの選定種のうち、国内あるいは国際的に広く分布する種であっても地域的に見ると生息数の減少や絶滅の恐れのある種。

地下水位（ちかすい）

地中の土砂・岩石などの間隙・割目などにある水を地下水という。地下水の水面には傾斜があり、その傾斜方向に流れている。この地下水の水面の高さのことをいう。

調節池（ちょうせつち）

洪水時に流水の一部を平地部の河道の近傍に一次貯留して、ピーク時の流量を減ずるために、人工的に作られた池のこと。

堤内地（ていないち）

堤防によって洪水の氾濫から守られる地域のこと。

堤外地（ていがいち）

堤防の川側のこと。

## 【は】

氾濫原（はんらんげん）...図1

河川の氾濫・河道変化によってできた低平な土地のこと。

BOD（ビーオーディ）

生物化学的酸素要求量と訳される。水の汚れの程度を示す指標の一つで、おもに河川水に用いられる。水中の有機物はバクテリアにより分解されるが、バクテリアが一定時間内に酸化分解するのに消費する酸素の量を重さで示したもの。

ビオトープ

野生動物が生育・生息する場の事。狭義では、動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備の計画などに取り入れられている。ドイツ語で生物（bio）と場所（tope）を示す造語。

## 【ま】

武蔵水路（むさしすい）

首都圏の水道水等利水用水の安定供給を図るため、昭和39年（1964年）に通水を開始し、昭和43（1968年）に完成している。利根川の利根大堰から取水し、行田市、吹上町、鴻巣市を通り、荒川へ注ぐ連絡水路である。

## 【や】

横堤（よこてい）...図2

洪水流を受け止めて、水の流れを緩やかにし、遊水効果、貯留効果を高めるため、流れに直角に作られた堤防で、流れにほぼ直角方向で本堤に設けられている。

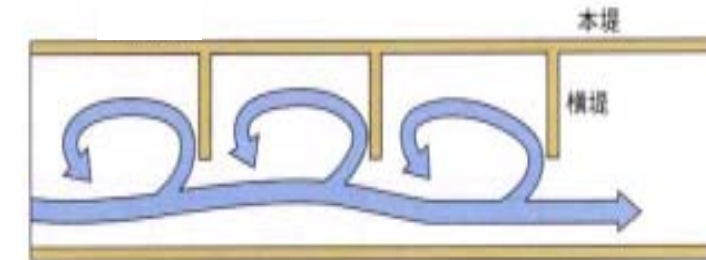


図2.横堤の仕組み

## 【ら】

レッドデータブック

レッドデータブックは、絶滅の恐れのある野生生物の形態や生態、生息状況をまとめた本で、「生存に関して赤信号が灯った生物に関する各種情報を記載した本」という意味である。1966年に国際自然保護連合(IUCN)が絶滅の恐れのある動植物の現状を世界的な規模で明らかにしたのが最初で、その後世界各国で独自の「レッドデータブック」が作成されている。日本でも1991年に脊椎動物及び無脊椎動物のリストが刊行されており、また、現在各都道府県でも独自の「レッドデータブック」が刊行されている。埼玉県では、植物版が2000年に動物版が2002年に改定版が刊行されている。

流域（りゅういき）

ある川に雨が流入する地域全域を、その川の流域という。また、流域の互いに接する境界を分水界、分水界が山脈の場合は分水嶺という。